

及び配偶者特別加算は支給停止となります。
もし、一夫さんの給与が多く(しかし年収850万円以下に限りますが)
在職老齢年金が支給停止となっている場合には、邦子さん61歳から
65歳まで、加給年金と配偶者特別加算の受給は可能です。

話がちょっと細くなりすぎましたね。それはさておいて...

○お二人からのご質問は、同じ年生まれなのに、定額部分の支給が
一夫さんは64歳、邦子さんは61歳、この差は何なの？というものです。

【西尾の回答】

厚生年金は平成13年の年金改正で60歳からの支給を65歳からの支給
へと支給開始年齢を上げました。

しかし、急に65歳からと決定しても、60歳から年金を貰って生活しようと
計画していた60歳を目前に控えた人は困ります。

そこで、60歳から65歳まで支給開始年齢を段階的に上げて行き
昭和36年生まれまでの人には、60歳～65歳に達するまで経過措置
として厚生年金を支給しようというのが「特別支給の厚生年金」です。
昭和16年4月以前の人には60歳から満額の厚生年金が支給されました。

しかし、昭和16年4月2日～18年4月1日に生まれた**男性**は

報酬比例部分は60歳～

定額部分は61歳から

という風に、順次定額部分の支給開始年齢が高くなってゆき、

昭和28年4月2日以降生まれの**男性**は、定額部分の支給はなく

報酬比例部分の支給開始も61歳となります。

そして昭和36年4月2日以降生まれの**男性**には「特別支給の老齢厚生年金」
は一切支給されず、本来の「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」が65歳から
支給されます。

女性については男性の生年マイナス5年で計算します。

女性が本来の65歳からの支給となるのは、昭和41年4月2日以降生まれの方
からです。

この5歳の差はどうしてついたのでしょうか？

実は年金大改正の行われた昭和61年前の旧厚生年金の時代に
そもそもの原因があるのです。

旧厚生年金時代、老齢厚生年金の支給開始年齢は

男性 **60歳**

女性 **55歳**

でした。

理由は、定年年齢が60歳に義務化されたのは平成10年です。

それまでは、60歳以前に退職するのが当たり前、特に昭和50年代
ぐらいまで女性は結婚退職が当たり前でした。

現に、昭和48年に私が就職した時、私の会社の男性定年年齢は55歳、
女性の定年は45歳でした。(勿論その後引上げられましたが)

支給開始年齢に5歳の差をつけたのは社会的弱者であった女性への
配慮だったのです。

昭和61年の年金改正で、女性も支給開始年齢を60歳に段階的に
近づける経過措置が採られました。

そして平成10年度女性の支給開始年齢もやっと60歳からになりました。

しかし、平成13年度に、男性と同じく支給開始年齢を60歳以降に
上げる措置を開始するのはあまりに性急です。

そこで、女性は5年遅れの引き上げ、となったわけです。

★トピックス～7月に決定される9月からの社会保険料～

7月、会社員さんには嬉しいボーナスの季節です。

自分へのちょっとしたご褒美、そしてちょっとした贅沢、
厳しい季節前の冬のボーナスより可処分所得が大きい感じがして
楽しく使い道を考えた若い頃が私にもありました。

7月は、ボーナスシーズンでもありますが、社会保険(厚生・健保)に
ついては9月からの保険料を決定する大切な時期でもあります。
保険料はこうして決めるんです！というお話です。

●被保険者報酬月額算定基礎届の提出

毎年、7月1日～10日の間にこの届を厚生年金・健康保険
に加入している会社の事業主は社会保険事務所に届けます。

簡単にご説明しますと

一人ひとりの社員の4月～6月の三ヶ月間の給与を月数で割り、
その金額を標準月額等級表に当てはめて標準報酬月額を決定
します。

もし給与支払い日数が17日未満の月があった場合、その月は
分母・分子の両方から除きます。

そして標準報酬月額に保険料率を掛けて、その半分ずつを
会社と被保険者本人が負担します。

この保険料額は9月から翌年の8月まで、よほど給与が変動しない限り
適用されます。

40歳以上の方はここに介護保険料もプラスされます。

毎月毎月の給与が違くと保険料の計算が煩雑なのでこの方法を
採っているのですね。

この標準報酬月額等級表ですが厚生年金はそのまま
そして健康保険は改正されて以下のようにになりました。

健康保険 1級(58,000円)～47級(1,210,000円)

* 従来 1級(98,000円)～39級(980,000円)

厚生年金 1級(98,000円)～30級(620,000円)

つまり、健康保険は少しでも給与所得の多い人から沢山お金を貰いたい！
厚生年金は、沢山お金を貰ってもあとで高い年金を払うのは嫌だから
62万までにしとく！ということでしょうか？

~~~~~編集後記~~~~~

私の事務所のある占出山町のそばに鉾町の

お囃子の練習所があります。

金曜の夜には、お囃子の練習の音が聞こえてくる  
ようになりました。

もうすぐ祇園祭、吉符入り(諸準備打ち合わせ)の

ご案内が、お町内会から回ってきました。

さあ、今年も頑張って安産のお守り売りのご奉仕  
をしよう！と思ってます。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
